

須崎市産後ケア事業（宿泊型）

産後ケアは出産後のお母さんの身体やこころの休息と、お母さんと赤ちゃんの間での生活のリズムを見つけて、赤ちゃんと楽しく暮らす方法を身体で覚えることを、宿泊して助産師の見守りのなかで行える事業です。

☆利用できる方☆	☆ケアの内容☆
①須崎市に住民票がある 出産後1年を経過しないお母さんと赤ちゃん	・お母さんの産後の健康管理
②家族の十分な援助が受けられない方	・適切な授乳ができるためのケアや支援
③お母さんの体調不良や育児不安のある方	・お母さんの休息、食事の提供
④母子ともに利用時点で感染症にかかってない方	・育児についての助言、支援 （沐浴や赤ちゃんのお世話の仕方など）
⑤母子ともに医療管理が必要でない方	・その他

☆利用料金・利用期間☆

	食事	利用者負担金（※1）			利用期間
		市民税課税世帯	市民税非課税世帯	生活保護世帯	
2泊3日	付	8,000円	4,000円	3,000円	2泊3日～ 6泊7日まで
延泊1日あたり	付	3,000円	1,000円	1,000円	

（※1）多胎の方のご利用については各世帯とも別途料金が必要となります。詳細は健康推進課へお問い合わせください。
須崎市は、2泊3日以上の利用でお母さんの体の休養と、赤ちゃんと生活のリズムをつけることを支援しています。

☆実施施設☆ ※1組1室の個室となります。

アニタ助産院（高知市長浜3番地）



☆宿泊型の1日の流れ☆ ※以下の大まかな流れのなかで、お母さんや赤ちゃんへのケアを提供いたします。

10:00	12:00	15:00	19:00	7:00
入所（退所）	昼食	おやつ	夕食	朝食
オリエンテーション		シャワー浴		赤ちゃんのお風呂

☆利用の際の持ち物☆

母子健康手帳、その他（下着、洗面用具、化粧品類、帰宅時のベビー服、生理用品など）
※紙オムツ希望の方は持ってきて下さい。必要な方は、哺乳瓶、粉ミルク、消毒容器持参。

☆施設備え付けの用品☆

- <お母さん用> パジャマ、タオル、バスタオル、シャンプー、石けん類
- <赤ちゃん用> 宿泊中に必要なものは全てあります



❁❁利用するまでの流れ❁❁



窓口で事前に申請手続き

宿泊型は、申請手続きが必要です。

申請受付窓口：健康推進課 **電話：0889-42-1280**

(受付時間：月～金（祝日を除く） 8：30～17：15)

☆手続きには認めの印鑑が必要です。

☆利用料金について

- ・市民税非課税世帯の方で課税状況の確認が須崎市でできない場合には、別途書類の提出が必要となる場合があります。
- ・生活保護世帯の方は、生活保護受給証明書の提出が必要となります。

須崎市健康推進課より利用承認通知書の送付

☆利用承認通知書に同封している利用の流れに添って、各利用先へお申し込みください。

産後ケア利用（宿泊型）

☆ご利用料金は、退院時に施設へ直接お支払いください。

☆ご利用のキャンセルについては利用先へ必ずご連絡ください。

☆ご利用日の前日以降にキャンセルした場合は、キャンセル料が発生することがあります。

＊利用前の事前説明がありますので、予定日が近づいたら、
利用希望日を施設に直接連絡してください。

＊産後ケア事業に関するお問い合わせ先＊



須崎市健康推進課

〒785-8601 須崎市山手町1番7号

総合保健福祉センター1階

電話（0889）42-1280

Fax（0889）42-1245

【月～金（祝日を除く）8:30～17:15】